

新たな土地境界確定制度の創設に関する要綱案の補足説明

法務省民事局民事第二課

第1 はじめに

(要綱案の作成に至る経緯及び背景)

- (1) 現在の法制度の下では、土地の境界についてその所有者間に争いがある場合には、裁判所に境界確定訴訟を提起し、その判決によって解決を図ることになる。この境界確定訴訟については、訴訟の当事者が必ずしも境界について十分な資料を持ち合わせていない、境界について専門的知識を有する者が審理に関与する制度的な仕組みとなっていない、登記手続との連携が図られていない等の問題点が指摘され、境界問題の専門家が主体的に関与して行う境界確定の手続、登記手続との連携が図られる境界確定の手続の導入が要請されている(このような問題点を踏まえ、新たな境界確定制度を検討したものとして、「平成11年度 裁判外境界紛争解決制度に関する調査・研究報告書」が既に公表されている。)

他方、平成15年6月、都市再生本部(都市再生特別措置法第3条に基づき内閣に置かれた機関であり、本部長は内閣総理大臣である。)において、「民活と各省連携による地籍整備の推進」との方針が示された。これは、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進することを内容とするものであり、その中で「今後、法務局が境界の確定等に関与して地籍調査素図を迅速に正式な地図とするための法整備を行う」と指摘されている。したがって、現在、このような地図の整備事業も念頭においた境界の確定制度の整備を図ることが、喫緊の課題となっている。

この要綱案は、以上の状況を踏まえ、平成15年12月から法務省民事局の委託を受けて研究を行った「境界確定制度に関する研究会」における検討結果を取りまとめたものであり、新たな境界確定制度の概要を示したものである。

なお、補足説明は、要綱案の内容の理解に資するため、法務省民事局民事第二課において作成したものである。

第2 目的(要綱案第1)

(境界確定制度の目的)

- (2) 1筆の土地とは、権利の客体として登記簿に記録され、公示されている土地をいう。土地については、原則として1筆ごとに1個の所有権が成立し(一物一権主義)、1筆の土地が民法上の1個の物として取引の単位となる。1筆の土地の区画を明らかにするためには、

その土地の境界が明らかでなければならず、土地の境界が明らかでない場合（すなわち、既存の土地の境界が、現地において特定することができない場合又は境界確定の処分若しくは判決によって確定されていない場合）には、隣地の所有者との間で、それぞれの所有権に基づいて使用収益することができる範囲をめぐって、いわゆる境界紛争を生ずることになる。さらに、土地の境界を特定することができず、又は土地の境界が確定されていないため現に紛争が発生した場合には、これを正確に表示した地図を作製することもできず、登記簿と共に不動産の現況を公示する手段である地図の整備を進めることもできない。

従来、境界が明らかでない場合に、これを確定するためには、境界確定訴訟によっていたが、前記のとおり、問題点が指摘されてきたところである。

そこで、この要綱案においては、登記所において行政手続によって境界を確定する制度を創設することとし、これによって1筆の土地の区画を明確にし、国民の権利の保全を図り、もって不動産取引の安全と円滑に資することを目的とするものである（要綱案第1）。

第3 定義等（要綱案第2）

（境界の意義）

- (3) この制度において確定されるべき「境界」は、相互に隣接する1筆の土地と他の土地との境（筆界）である。この制度による境界の確定は、1筆の土地の区画を明確にするために行うものであるところ、1筆の土地の区画を示す境界は、常に2以上の点及びこれらを結ぶ直線から構成されることになる。そこで、この制度の下における「境界」を要綱案のとおり定義している（要綱案第2の1）。

（境界確定の意義）

- (4) この制度の定める手続と要件に従って境界確定登記官が境界を確定することを「境界確定」と定義している。したがって、この制度によることなく、当事者や行政庁が境界を確認することは、この制度にいう「境界確定」には該当しない（要綱案第2の2）。

（境界確定の法的性質及び行政処分性）

- (5) この制度に基づく境界確定は、土地の境界が明らかでない場合（すなわち、既存の土地の境界が、現地において特定することができない場合又は境界確定の処分若しくは判決によって確定されていない場合）において、境界確定登記官が、現地において改めて境界を形成することにより、境界を確定する行為である。現在の境界確定訴訟については、「所有権の目的となるべき公簿上特定の地番により表示される相隣接する土地の境界に争いがある場合

に、裁判によってその境界を定めることを求める訴えであって、所有権の目的となる土地の範囲を確定するもの」(最高裁判所平成11年11月9日判決民集53巻8号1421頁)と解されている。同様に、この制度による境界確定も、登記された1筆の土地の客観的範囲を画する境界を確定するものである。これにより、当該1筆の土地の所有者が当該1筆の土地に係る所有権の対抗力を主張することができる客観的限界・範囲が確定される。この場合において、当該1筆の土地の登記上の所有者が、当該土地の所有権を有する場合には、所有権を第三者に対抗することができる土地の客観的限界・範囲に変動が生じ得るから、境界確定は、国民の権利義務に影響を及ぼす行為といえるが、他方、既存の境界と一致する線に境界を定めた場合にも同人の権利義務に影響を及ぼすといえるか等について疑義がないわけではない。そこで、立法政策上、境界確定の処分が抗告訴訟の対象となる旨を規定上明らかにすることにより、境界確定を一律に行政処分として構成することを明確にするのが相当と考えられる。

第4 境界確定の主体(要綱案第3)

(境界確定登記官)

(6) この制度に基づく境界確定を行う行政庁は、管轄登記所の登記官のうち法務局又は地方法務局長が指定した者(境界確定登記官)とする。これは、登記官には、もともと管轄する土地の分筆又は合筆により新たな土地の区画を形成する登記をする権限があり、登記所には、地図、地図に準ずる図面(いわゆる「公図」)及び地積測量図等、境界を確定する上で有益な資料が豊富に備え付けられているほか、登記官は、表示に関する登記事務の様々な場面で現地の境界を確認する作業を行っており、境界の確認について知見と経験を有することを踏まえると、この制度に基づく境界確定を行う行政庁としては、登記官が最も適切であると考えられるからである。

なお、この制度が予定する境界確定が、境界が明らかでない場合に行われるものであり、土地の境界に関する専門的な知見と経験を要する事務であることにかんがみ、管轄登記所の登記官のうち、特に法務局又は地方法務局長が指定した者に限るものとする(要綱案第3)。

(除斥制度)

(7) 境界確定の処分を行う登記官については、除斥の規定を設けるものとする。例えば、境界確定登記官又はその配偶者若しくは四親等内の親族(配偶者又は四親等内の親族であったものを含む。)が申請人又は隣接地の所有者である場合には、これを境界確定登記官としての除斥事由とすることが考えられる(要綱案第3,注1)。

第5 境界確定の手續（要綱案第4）

1 手續の構造

（手續の構造と手續保障）

(8) この制度は、土地の境界が明らかでない場合において、境界を確定し、権利の客体を正確に公示するための制度である。したがって、この制度の下における境界確定手續は、申請があった場合のほか、地図整備や地籍調査等のため必要があるときは、境界確定登記官が職権で開始することもできることとしている。現在の境界確定訴訟においては、訴訟の形式を利用し、当事者対立構造の下に必要な資料を収集し、裁判所がこれに基づいて判断することとしている。しかし、新たな境界確定制度の下では、外部の専門家からなる境界確定委員会において必要な資料の収集を行うことを前提として、当事者対立構造の手續を採らず、関係土地の所有者には、後記のとおり、手續の開始時に通知をし、意見陳述等の機会を認めるなどの方法で手續保障を図ることとしている。

（「境界が明らかでない場合」等）

(9) この制度による境界確定手續を開始するためには、申請による場合も職権による場合も「土地の境界が明らかでない」ことを要件としている。ここでいう「土地の境界が明らかでない場合」とは、前述のとおり、既存の土地の境界が、現地において特定することができない場合又は境界確定の処分若しくは判決により確定されていない場合を指す。そもそも、1筆の土地は人為的に区分された区画であるから、その区画の一部をなす境界は、論理的には必ず存在する。しかし、境界が現地において特定することができない場合や、確定されていないために争われる場合には、制度的にこれを確定させることにより、権利の対象となる土地の区画を明確化し、法律関係を安定させる必要がある。したがって、仮に、地積測量図や境界標等により、現地において一定の境界を推定することができる場合であっても、それ以外の境界を主張される可能性が存在するときは、やはり「土地の境界が明らかでない場合」に該当することになる（要綱案第4の1(1)及び(2)）。

2 申請による手續の開始（要綱案第4の1(1)）

（申請権者）

(10) 境界確定の申請をすることができる者は、表題部所有者若しくは所有権の登記名義人

又はこれらの者の一般承継人（以下「土地の所有者」という。）とする。これは、この制度が、登記制度において公示された1筆の土地の境界を確定することにより土地の区画を明確にするための処分であり、登記手続上は、当該土地について現に所有者として登記簿上公示されている者の所有権の目的となる土地の客観的範囲に影響を与える効果を有するからである。所有権の最終的帰属自体は民事訴訟によるべき問題であり、登記官が登記手続と離れて実体的所有権の有無を認定することはできないし、相当でもないから、土地の所有者が、実体法上所有権を有していることは要件とはならない。表題部所有者又は所有権の登記名義人であるという明確な基準により申請権を認めることは、手続の明確性・効率性という観点からも合理性がある。ただし、表題部所有者又は所有権の登記名義人が死亡し、又は合併により消滅しているときは、被一般承継人を申請権者とすることはできないので、不動産登記の申請と同様、一般承継人にも申請権を認めることとする（要綱案第4の1(1)）。

（手続の途中で登記名義人等が交代した場合）

- (11) 境界確定手続開始後、境界確定がされるまでの間に、表題部所有者の更正の登記や所有権の移転の登記等により表題部所有者又は所有権の登記名義人が交代した場合には、申請を却下するのではなく、登記の変動があった時点から、新たな表題部所有者又は所有権の登記名義人が申請人の地位を承継したものとして境界確定をすることになると考えられる。

（申請に当たり特定すべき事項）

- (12) 申請による手続においては、申請の際、最低限、申請人の氏名又は名称及び住所のほか、申請に係る土地の地番並びに申請に係る土地を特定するためにその位置及び形状（不動産登記法第24条ノ3参照）を示すことを求めるものとし、申請に係る土地を特定することができないときは、申請を却下するものとする。これは、現地において、当該土地を特定することができなければ、そもそも境界確定をすることができないからである。

また、申請に当たっては、どの土地との境界の確定を求めるものであるか及びその境界に隣接すると認められる土地の所有名義人及び地番をも明らかにすべきものと考えられる。境界確定登記官は、手続を開始した場合には、その旨を公告するとともに、境界の確定を求める土地に隣接する土地の所有名義人のうち、知っている者に対し、通知をするものとされている（要綱案第4の2参照）から、隣接土地及びその所有者を把握する必要があるためである（要綱案第4の1(1)注2）。

（手数料の納付）

- (13) 申請による手続においては、申請の際、政令で定める手数料を納付する必要があるも

のとし、手数料の納付がないときは、申請を却下するものとする（要綱案第4の1(1)注3）。

（当該境界が既に境界確定により明らかにされている場合の申請却下）

- (14) 既に境界確定の処分又は判決がされ、かつ、当該確定された境界を現地において特定することができるときは、「土地の境界が明らかでない場合」とはいえないから、申請を却下するものとする（要綱案第4の1(1)注4）。

3 職権による手続の開始（要綱案第4の1(2)）

（職権による手続）

- (15) 職権で手続を開始する場合の要件としての「必要があると認めるとき」とは、「土地の境界が明らかでない」場合であることを前提とした上で、登記所が行う地図整備作業や地籍調査の過程において境界確定をする必要性があるとき等が考えられる。

4 公告及び通知（要綱案第4の2）

（公告の意義）

- (16) 境界確定は、前記(5)のとおり行政処分として構成される以上、抗告訴訟等によってその処分が取り消されない限り、処分の効力を否定することができないという公定力を有する。そこで、手続が開始したことを公告することにより、境界確定に係る土地の所有者のみならず、登記された権利を有する者が手続に参加する機会を与えることとしている（要綱案第4の2及び3(3)参照）。

（「知っているもの」に対する通知）

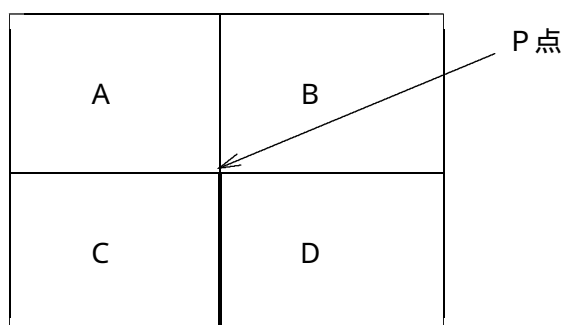
- (17) 「知っているもの」とは、申請書及び添付書類並びに登記簿の記録から、関係土地の所有者として通知先が判明している者をいう。関係土地の所有者の登記簿上の住所が現在の住所と異なる場合において、その事実が登記所に知れているときは、現在の住所に通知する。また、隣接する土地が未登記の土地であるときは、その所有者であって知っている者に通知することになる（要綱案第4の2）。

（1点で隣接する土地の所有者への通知）

- (18) 以上のとおり、関係土地の所有者のうち、知っている者に対しては通知する必要があるが、ここにいう関係土地の所有者には、問題となっている境界で隣接すると認められる二

筆の土地の所有者のほか，これらの土地の一方又は双方と当該境界上の一点で隣接すると認められる土地の所有者を含む。これは，1点のみで隣接する者であっても，その点を含む境界が確定することによって，その者の土地の境界に事実上の影響を与え得るからである（要綱案第4の2）。

（注）例えば，次のような事例で，C D間の境界が確定される場合において，C D間の境界線上の1点であるP点のみで隣接するA地及びB地の所有者にも通知を要するという趣旨である。



（区分建物の敷地の共有者である区分所有者に対する通知の特則）

（19）境界確定に係る土地が区分建物の敷地であって区分所有者の共有に属する場合において，建物の区分所有等に関する法律（以下「区分所有法」という。）第25条に規定する管理者が置かれ，又は同法第1章第6節に規定する管理組合法人があるときは，当該管理者又は当該管理組合法人の理事（代表理事の規定がある場合には，当該代表理事）に対して通知すれば足りることとしている。区分建物の敷地については，敷地を共有する区分所有者が多数いることが想定される上，区分所有者の法定の団体がある（同法第3条）ので，通知手続の合理化を図る趣旨である（要綱案第4の2注）。団地建物所有者の共有に属する団地内の土地の管理を行うための団体が構成されている場合にも，同様の合理化を図ることが考えられる。

5 境界確定委員会（仮称）の構成及び調査（要綱案第4の3）

（委員会の構成）

（20）境界確定登記官が境界確定を行うために，法務局又は地方法務局に境界確定委員会（仮称）を設置し，委員が有する専門的な知見及び経験を活用する。境界確定委員会は，境界確

定登記官の求めに応じ、自ら又は調査官を用いて必要な調査を行い、その結果を境界確定登記官に報告することを任務とする。法務局又は地方法務局長は、あらかじめ土地の境界の確認等につき専門的な知見及び経験を有する者（弁護士、土地家屋調査士等）を登録した委員名簿を作成し、境界確定手続ごとに当該名簿の中から委員を指定し、当該境界確定手続を担当させることとする。境界確定委員会は3人以上の委員により構成し、意見が分かれた場合には、合議体の一般的なルールに従い、多数決によることになる。

なお、事案によっては特別な知識経験を有する委員を加える必要がある場合もあることを想定し、3人以上の委員により委員会を構成することもできることとし、柔軟な対応を可能にしている。（要綱案第4の3）

（調査官）

（21） 調査官は、境界確定委員会の補助機関であり、委員会の行う調査を補助し、必要な資料の収集及び作成を行うことを任務とする（要綱案第4の3(2)イ(ウ)）。

（委員又は調査官の立入り調査）

（22） 境界確定を行うに当たっては、現地の測量及び実地調査が必要となるのが通常である。この場合には、他人の土地に立ち入る必要が生じることが想定される。そこで、委員又は調査官は、必要な限度において、他人の土地に立ち入り、測量又は実地調査をすることができるものとする（要綱案第4の3(3)ア、不動産登記法第50条参照）。

（注）研究会においては、土地をめぐる紛争の実情からみて、測量等に際して警察上の援助が必要となる事態も考えられ、制度上、警察上の援助を求めることも可能にするべきではないかとの意見があった。

（関係土地の所有者の意見陳述等）

（23） 手続保障の在り方として、関係土地の所有者については、境界確定委員会は、意見陳述、資料提出及び立会いの機会を付与すべき義務がある。また、関係土地の所有者には、意見陳述及び資料提出を行う権利が認められる（要綱案第4の3(3)イ、エ）。

（関係土地の所有権以外の権利の登記名義人の意見陳述等）

（24） 関係土地の所有権以外の権利の登記名義人（関係土地の登記簿に用益物権、賃借権又は担保物権等の権利者として記録されている者）についても、意見陳述及び資料提出を行う権利を認めている。これらの登記名義人は、所有権を前提として成立する権利の登記名義人

であって、境界確定により、所有権の目的となる土地の区画が明確になる結果、自己の権利の範囲が明確になることになるので、境界の確定によって間接的に影響を受ける者といえるからである（要綱案第4の3(3)エ）。

なお、調査嘱託に類する調査方法として、委員会は、必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料又は情報の提供、意見の陳述その他の協力を求めることができるものとしている（要綱案第4の3(3)ウ）。

（委員会による調停）

- (25) 境界確定は、1筆の土地の区画を明確にするために境界を確定するものであるから、1筆の土地の範囲とは別に所有権の範囲が問題となる紛争は、境界確定の処分の対象ではない。しかし、境界をめぐる紛争は、所有権の範囲に関する紛争と密接に関連していることが多い。したがって、境界確定手続の中で、1筆の土地の一部の所有権に関する紛争が存在することが判明した場合には、境界確定委員会において、当該紛争を関係土地の所有者相互が和解契約により解決することもできる制度にしておくことが望ましく、これにより境界確定後の紛争の発生を防止してより一層法律関係の安定に資する効果も期待できるものと考えられる。そこで、この場合には、境界確定委員会が調停手続を行うことができるものとしている（要綱案第4の3(5)）。

6 境界確定登記官による境界確定（要綱案第4の4）

（境界確定登記官による境界確定）

- (26) 境界確定登記官は、境界確定委員会の意見を踏まえて、境界を確定するものとする。境界確定を行う行政庁は、境界確定登記官であるから、その判断は必ずしも境界確定委員会の意見に拘束されるものではない。しかし、境界確定が境界確定委員会の意見を踏まえて行うものとされている以上、境界確定登記官が合理的な理由もなく境界確定委員会の意見と異なる境界確定を行い、その結論が関係証拠に照らして不当である（境界確定委員会の意見の方が正当である）と認められるときは、当該境界確定は違法になるものと考えられる（要綱案第4の4(1)イ）。

（境界確定の要件と判断過程）

- (27) 境界確定登記官は、境界確定をするに当たっては、境界確定委員会の意見を踏まえるほか、関係土地の状況（現在及び過去の占有状況その他の状況）、公図・地積測量図等の記載内容及び登記簿の記録内容その他の事情を総合的に考慮して、処分時における関係証拠に

基づいて既存の境界を探求すべきものであり、既存の境界を探求して可能な限りその特定に努め、その結果、既存の境界を特定することができるときは、当該特定された境界を境界として確定することになるが、既存の境界を特定することができないときは、上記の事情を総合的に考慮して、合理的な範囲内で妥当と認められる線を境界として形成し、確定することになる（最高裁昭和38年10月15日民集17巻9号1220頁も、「境界確定訴訟にあつては、裁判所は、当事者の主張に羈束されることなく、自らその正当と認めるところに従つて境界線を定むべきものであつて、すなわち、客観的な境界を知り得た場合にはこれにより、客観的な境界を知り得ない場合には常識に訴え最も妥当な線を見出してこれを境界と定めるべきである」と判示している。）。境界確定制度が、既存の境界の存在を前提する制度である以上、境界確定登記官は、まず、既存の境界を特定することの可否を判断すべきであり、特定が可能な場合には当該特定された境界を境界として確定し、特定が不可能な場合には裁量的に境界を形成することができるものとするのは、制度の在り方として、現在の境界確定訴訟との連続性等の観点からも、合理性があると考えられる（要綱案第4の4(1)ウ）。

（境界確定の形式）

(28) 境界確定がされた場合には、当該処分により確定された境界を現地において復元することが可能であるような形式で、その内容を保存する必要がある。そこで、境界確定書には、処分の理由のほか、座標値（国家座標に連結した座標値）を有する図面を、その内容とすべきこととしている（要綱案第4の4(1)注）

（公告及び通知）

(29) 境界確定がされた場合の公告及び通知については、前記(16)から(19)までと同様である。なお、知れていない所有者や通知が到達していない所有者との関係で、公告から一定期間経過後に通知の効力が生じる旨のみなし規定を設けることも考えられる（要綱案第4の4(2)）。

（不服申立て）

(30) 境界確定は、法務局又は地方法務局長が指定する境界確定登記官が、境界確定委員会の意見を踏まえて慎重な手続により関係証拠に基づき専門的な判断を行うものであるから、仮に行政不服審査法による上級行政庁（法務局又は地方法務局長）に対する不服申立てを認めたとしても、新たな視点からの審査により異なる判断が示されることは想定し難い性質の処分であるといえる。そこで、境界確定については、行政不服審査法による不服申立

ての対象とはしないこととしている（要綱案第4の4(3)ア）。

（境界確定の処分に対する抗告訴訟）

(31) 前記(5)の考え方に基づき、立法政策上、境界確定の処分については、一律に、行政事件訴訟法の定めるところに従い、取消訴訟等の抗告訴訟を提起することができるものとしている。（要綱案第4の4(3)イ）

前記(27)の処分の要件等を踏まえると、境界確定の処分の取消訴訟においては、まず、処分時において客観的に存在した証拠に基づいて既存の境界の特定の可否を判断した上で、その可否に応じて、当該処分における境界の客観的認定又は裁量的判断の適否を審査することになり、裁判所においてその特定が不能と判断された場合の当該処分の適否は、所定の考慮事情等に照らした裁量権の逸脱又は濫用の有無によって判断されることになるものと考えられる。

（境界確定と境界確定訴訟との関係）

(32) 現在の境界確定訴訟は、通説的理解によれば、いわゆる形式的形成訴訟であり、その本質は非訟事件であるとされており、事柄の実質にかんがみ、比喩的にはいわば行政処分を判決の形式で行うものと説明されることもある（奥村正策「土地境界確定訴訟の諸問題」実務民事訴訟講座4・182頁等）。したがって、境界確定登記官の行政処分により境界確定を行う制度を創設した後は、現在の境界確定訴訟を存続させる必要はなくなることになる。したがって、この制度の創設後は、境界確定訴訟は提起することができないものとし、境界確定の処分に対する抗告訴訟のみを認めることとする（要綱案第4の4(3)注1）。

（抗告訴訟の管轄）

(33) 取消訴訟等の抗告訴訟の第一審の管轄裁判所は、当該境界に係る土地の所在地を管轄する地方裁判所の専属とする。境界紛争の性質上、境界確定に係る証拠資料及び境界確定の関係者の所在は、当該境界に係る土地の所在地に集中しているのが通常である。また、当該土地の状況等の確認・調査等を行う必要が生じた場合には、当該土地の所在地を管轄する地方裁判所における手続の中で行う方が容易であり、かつ、紛争の実態を的確に把握することができる。したがって、訴訟遅延の防止及び関係当事者の負担の合理化の観点から、当該境界に係る土地の所在地の地方裁判所の専属管轄とすることとする（要綱案第4、4(3)注2）。

7 登記事務との連携（要綱案第4の5）

(登記事務との連携)

- (34) 境界確定がされたときは、必要に応じ、登記官が職権で地積の更正の登記や地図の訂正を行うことにより、境界確定の結果を登記簿及び地図に反映させることにより、登記制度との連携を図ることとしている。また、境界確定がされた事実を登記簿及び地図上で公示することにより、登記簿及び地図にインデックス的な機能を持たせることとしている。

8 境界標の設置義務(要綱案第4の6)

(境界標の設置)

- (35) 境界確定がされたときは、現地においても、その内容を明確にしておく必要がある。そこで、当該確定された境界で隣接する土地の所有者に対し、境界標の設置を義務付けることとしている。

第6 その他

1 手続費用の負担(要綱案第5の1)

(手続費用の内訳)

- (36) 境界確定手続に要する費用としては、手数料のほか、境界確定委員会の委員や調査官の旅費及び測量に要する費用等が考えられる。これらの費用のうち、申請人に負担させるのが相当なものを手続費用として定めるものとする。

(手続費用の負担の方法等)

- (37) 申請による手続の場合における手続費用は、原則として、境界確定を申請した者が負担するものとする。しかし、境界確定手続は、隣接地の所有者その他の関係人の関与の下に行われる手続であり、境界確定手続に至る経緯や手続開始後の事情等にかんがみ、申請人以外の者の責めに帰すべき事由により不必要な費用が発生したと認められる場合において、公平の観点から登記官が相当と認めるときは、当該申請人以外の者に手続費用の全部又は一部を負担させることとするのが相当である。そこで、非訟事件手続法第28条に規定する関係人に対する費用負担を命ずる決定に類する処分を境界確定登記官が行うことができる制度とすることが考えられる。

2 閲覧及び写しの交付(要綱案第5の2)

(境界確定手続の資料の公開)

- (38) 境界確定書及びこれに添付された図面等は、不動産登記法上の登記簿の附属書類中の図面と同様、閲覧及び写しの交付を認め、それ以外の文書その他の物件については、図面以外の登記簿の附属書類と同様、利害関係がある部分に限り閲覧を認めるものとする(不動産登記法第21条第1項)。

3 法務省令への委任(要綱案第5の3)

(法務省令で定めるべき事項)

- (39) 法務省令においては、申請の方法、境界確定委員会の運営などの境界確定手続の手続的な細目や、境界確定によって確定された境界の地図への反映の具体的方法等を定めるものとする。